



▲新しくなった交通公園（美浜）

第2回定例会

ミミ開発・住工混在化防止へ
条例2件可決

6月4日及び5日に新聞報道された市長の政治姿勢について緊急質問が行われる

平成16年第2回定例会は、6月3日より24日まで開催されました。
この定例会では、市長から提出のあった条例の制定2件、条例の一部改正1件、契約の締結1件、人事案件1件が審議され、人事案件を除く4件が可決されたほか、議員から提出された発議2件を採決し、2件とも否決されました。
また、新聞報道された松崎市長の政治姿勢について、緊急質問が行われました。

議決内容

●条例の制定

◎都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（全員賛成）
都市計画法第33条第3項及び第4項の規定により、開発許可の基準に關し必要な事項を定めた。
主な内容は、無秩序な市街化を防止し、健全な生活環境の都市づくりを進めるとともに、公共施設などの整備を促進させ、生活環境を保持すること、安全で住みやすい快適な環境を整えたまちづくりに寄与することを目的に、住宅を建築する目的の開発行為で、「道路」「公園」「緑地」「ごみ収集場所等を配置すべき開発面積」の基準を定め、その予定建築物の敷地面積の最低限度などを定めた。
◎鉄鋼通り・港・千鳥工業振興地区建築条例（全員賛成）
建築基準法第49条第1項の規定により、浦安市鉄鋼通り・港・千鳥工業振興地区の区域内における建築物の制限又は禁止に關し必要な事項を定めた。
主な内容は、これらの地区の住工混在を防止することで倉庫や工場などの操業環境を維持・保全し、工業振興を図ることを目的に、都市計画上の必要性から、鉄鋼通り、港、千鳥の各地区を都市計画法第8条に規定する特別用途地区に指定し、同地区内の住宅などの建築物を原則として建築させないこととするもので、条例に違反した建築物の建築主には、罰則を科するなどを定めた。

●条例の一部改正

◎市税条例（賛成多数）
地方税法等の改正に伴い、生計同一の妻に対する非課税措置及び年金者控除を廃止するとともに、居住用財産の買換え等及び特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除並びに長期譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例措置を見直す等のため改正をし

●契約の締結

◎浦安東地区における仮称浦安市総合公園整備事業に関する平成16年度委託（全員賛成）
浦安東地区における仮称浦安市総合公園整備事業に関する平成16年度委託を行うため、都市基盤整備公団千葉地域支社と四億五九二万一千七百五十三円で委託請負契約を締結した。

●発議

◎緊急地域雇用創出特別交付金制度の存続・改善を求める意見書（否決）
◎年金改革関連法の改正を求める意見書（否決）

●報告

◎継続費繰越計算書について
◎繰越明許費繰越計算書について
◎事故繰越し計算書について
◎定期監査の結果について（2件）
◎平成15年度財政援助団体等監査の結果報告について
◎例月出納検査の報告について（1・2・3・4月分）
◎浦安市職員措置請求に基づく監査結果について（2件）
◎寄附受入れについての報告

●人事案件

◎助役の選任について（賛成少数）
助役に中村健氏を選任する議案は賛成少数のため否決となった。

陳情の審査結果

継続審査となったもの

陳情第4号	本会議場に市旗と共に国旗掲揚を求める陳情
陳情第5号	日本版「よきサマリヤ人法」制定のため、国に意見書提出を求める陳情

日程表

月日	曜日	日程
6/3	木	開会、会期の決定、提案理由の説明
10	木	緊急質問、会派代表による総括質疑、人事案件採決、議案、陳情各委員会付託
14	月	総務常任委員会
16	水	建設経済常任委員会
17	木	議会運営委員会
21	月	委員会審査結果報告、採決、一般質問
22	火	一般質問
23	水	一般質問
24	木	一般質問、発議採決、閉会

市議会第3回定例会のお知らせ

市議会第3回定例会は9月2日（木）から開かれる予定です。
会期や審議日程は、8月30日（月）の議会運営委員会で決定され、公民館等やホームページにも掲示されます。
本会議を傍聴される方は、傍聴人控室で会議当日に受付をいたします。
なお、各常任委員会等は、委員長許可を得て傍聴することができ、車椅子での傍聴もできますので、議会事務局までご連絡ください。



一般質問

第2回定例会では、6月21・22・23・24日の4日間にわたり広瀬明子(無所属)、丹下剛(無所属)、山崎次雄(無所属)、岡本善徳(政新クラブ)、内田悦嗣(政新クラブ)、元木美奈子(日本共産党)、折本ひとみ(無所属)、田所由香(無所属)、井原めぐみ(日本共産党)、平野芳子(政新クラブ)、森野卓郎(日本共産党)、金子喜一(公明党)、秋葉要(公明党)、杉浦哲(無所属)、空岡信耶(無所属)の各議員より市政全般に対して活発な論議が展開されました。

ここでは、上記の議員順にその一部を掲載いたします。

政治資金規正法に関する事件での説明責任について

政治資金規正法に関する事件での説明責任について、新聞で取り上げられた政治資金規正法違反、虚偽記載の容疑という形で家宅捜索を受けたという報道がなされていますが、これについて、今までのところ、私たち議員に対しては正式な場での説明はいただけていません。この事件が報道された直後、全員協議会を開き、ぜひ我々議員の前で説明してほしいとお願いをしたはずですが、出ていただけませんでした。

政治資金規正法違反容疑について

えるべきだと考えます。

4月28日の、松崎市長の自宅を県警が家宅捜索をしたことを、今現在どのように受け止めているかを市長に伺います。

また、先日の捜査官接待疑惑問題で、6月に新聞に出たことですが、6月10日、市長がこの議場で初めて自分の疑惑問題について、釈明、説明をされました。

4月28日の政治資金規正法違反容疑については、市長の後援会に開くことであり、本会議で釈明があつてしかるべきだと思いますので、この点を伺います。

市長 家宅捜索に関連して、大変遺憾であり、残念だと思っております。また、「なぜ」という素朴な疑問を持っているところでは、大分(おおいた)の友人に、関連しての説明に関連して、議員は釈明ととらえているようですが、あくまでも、あまりに内容に疑義のある、誤りの多い新聞記事に対する、誤りを正すという意味の説明だと私は思っています。

次に、選挙の際の確認団体の政治資金規正法に関連してですが、事

実関係を調べていますが、もし事実であれば責任を感じています。

中大通り計画について

平成16年第1回定例会の一般質問に対する当局の答弁では、仮称中大通り線整備事業の内部検討部会の検討結果について、浦安市旧市街地整備推進本部に報告し、方向性について、その大方の同意が得られているとの答弁ですが、その後、推進本部ではどのように検討がまとめられたのか、浦安市旧市街地整備推進本部の市長の方からご答弁をいただきたいとお願いたします。

市長 仮称中大通り線整備事業の方向性について推進本部における検討のまとめとしては、昨年度の内部検討部会の検討結果をもとに、中大通り線のあり方、市街地の整備方針、それと今後の取り組みなどについて議論を交わし、今後、住民の皆さんと話し合いを行う際の市としての取り組み方針としてまとめられたところと、その中で、中大通り線のあり方については、地区内の主要な生活道路として位置づけ、防災面と交通安全の課題解決を第一に考えた道路の整備水準として、特に課題が多く、緊急性が高い区間を優先的に整備を進めることを基本としています。

避難場所について

現在の避難場所の配置の考え方、避難対象地区設定の考

え方について、対象地区人口のアンバランス等があるのではないかとありますが、その点を含め、ご説明いただきたいと思います。

市長 平成8年度に、本市を阪神・淡路大震災と同規模の直下型地震が襲った場合を想定して、建物、ライフライン、交通等の被害予測を行い、それぞれ地区ごとに罹災人口を想定し、地区内の学校、公共施設等を避難場所として指定してきています。

しかし、現在、当代島・堀江・富士見地区では、マンション等の住宅開発の進展に伴う人口の増加に対して、残念ながら、物理的に避難に適する場所が極めて少ないといった状況から、これらの地区の避難場所だけでは対応が難しく、隣接地区の避難場所を併用せざるを得ない状況となっております。

地域防災計画については、本年度、見直しのための地震防災基礎調査を実施し、平成17年度に見直し作業を行い、18年度に改定を予定していることから、避難場所についても併せて検討していきたいと考えています。

緑化対策について

新町、中町、元町の緑化推進はどのように考え、方針と

して持っておられるのか伺います。

都市整備部長 緑化推進の方針は、現在、緑の基本計画の策定作業を進めており、この計画の現時点での各地域の緑化推進の方針は、新町地域では、住宅地等の整備や公園の配置が計画的に進められ、良好な都市環境が整いつつあり、各公園を海岸及び境川沿いの緑道によって緑のネットワークを図り、総合公園を初め近隣公園なども、本市の緑の核として整備を進めていく方針です。中町地域では、計画的に住宅開発が行われ、緑地量も比較的多く、良好な地域ですが植栽後10年以上が経過した樹木が多いことから育成管理の充実を図るとともに今後は地域の緑の核として、親しみのある、魅力ある公園等の再整備を進めていく方針です。元町地域では、長期的展望に立った段階的整備を進め、緑の創出を図り、路地や歩道を利用して、快適に歩ける道で公園や広場を結ぶ緑のネットワークの形成を図ることにより、住環境の向上を目指す緑化推進にしていくなどの方針としています。

小学校の規模格差について

小学校の規模格差について伺います。

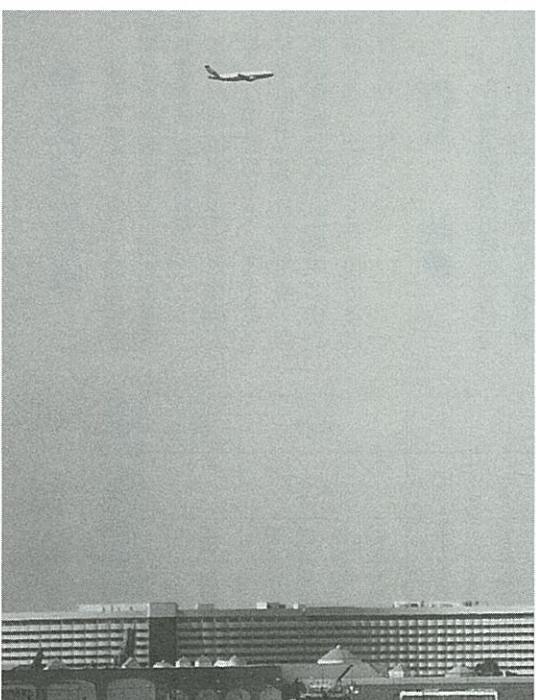
市内で最も児童数が少ない入船北小学校、美浜北小学校、両校の児童数の推移をお教えください。

過去3年間の推移、そして来年度、またそれ以降の推定児童数を把握していたら、それもお願いたします。

教育総務部長 初めに入船北小学校、美浜北小学校の過去3年間の児童数の推移ですが、各年度5月1日現在で、平成13年度、入船北小251人、美浜北小160人。

平成14年度、入船北小236人、美浜北小165人、平成15年度、入船北小214人、美浜北小159人となっております。

平成16年度、入船北小199人、美浜北小166人です。



▲浦安市沖を飛行する羽田空港への着陸便

羽田空港再拡張の今後の課題について

羽田空港再拡張、今後の課題について、今後の文書による覚書を取り交わす予定はどのようなものか伺います。

また、浦安市と浦安市民の納得を得ない限り、平成16年度における入札を強行すべきではないと議会側から国へ意見書を提出した分の内容ですが、そのところから、浦安市と国との覚書の取り交わし後、国の入札を行ってもいいのかどうか伺います。

市長 確認事項や合意事項などの覚書の取り交わしに関する今後の予定は、国土交通省が今回提示した羽田空港再拡張後の飛行ルートの修正案がD滑走路の供用開始後、的確に履行されるために千葉県及び浦安市も含む関係14市で国土交通省との協議の場を設置して、覚書の取り交わしに向けて検討・協議を行っていく予定です。

また、国土交通省が羽田空港再拡張事業でD滑走路の角度を7.5度変更することにより滑走路の位置が決定したことに伴い、

国民保護法制について

さきの国会で成立した有事関連法は、我が国への武力攻撃のある、なしにかかわらず、米軍が世界中で引き起こす戦争に日本が国を挙げて支援する体制をつくろうとするもので、有事法制というのはいまだに地方自治権を剥奪し、自治体を丸ごと米軍支援の戦争体制に組み込むものだと思いますが、この観点からどのような認識をお持ちか市長のご見解を伺います。また、国や県に対して疑問を呈するなどのアクションを起こしておられるのかどうか伺います。

市長 国民保護法制については、あつてはならないことですが、万が一の武力攻撃から国民生活及び国民経済に与える影響を最少とし、武力から国民の生命、身体及び財産を保護するための法制と認識しています。

平素から緊急事態における法的な手続などをあらかじめ整備しておくことは大変重要であると考えています。

総務部長 国・県へのアクションは、今後5年間の状況などを踏まえながら、市としての具体的な取組みについて検討していきたいと考えています。

Uセンターの現状について

問 高齢者福祉センター、愛称Uセンターは、現在どのような内容で活動しているのか、現状について伺います。

答 また、本市の基本計画策定の中でUセンターは建て替え、移転について検討するとなっており、平成14年に見直しされた老人保健福祉計画及び第2期介護保険事業計画にはUセンターの位置付けがないように思いますがこの点について伺います。

答 保健福祉部長 老人福祉センターは高齢者の方々に安らぎと憩いの場として設置された施設で、おふろの設備、囲碁、将棋、ビリヤード、カラオケ等の娯楽用具の設置や書道、陶芸等の教室を開催するなど、多くの方に利用されています。

1日の平均利用数では、平成13年度が366名、平成14年度が380名、平成15年度が395名の状況です。

また、老人保健福祉計画及び第2期介護保険事業計画の中のUセンターについては、施設の整備とサービスの向上ということで載せています。

市長の説明責任について

問 市長の説明責任に関連して、市長は調査の結果が出ていない段階なので発言を差し控えるなどとの答弁がなされていますが、市民に責任ある説明とはとても考えられません。市長は事件の重大性について、自分のつかれている公職の重要性について、どのような理解されているのかを伺います。

今回のケースでは、まさに司法官憲が正当な理由に基づいて令状を発し、憲法第29条の財産権について、公共の福祉のために法律によりこれを制限することがあるとも言っていますが、公共の福祉のためというところでその財産権を侵してまで家宅捜索を行って書類を押収するという事件が発生した

ものです。市長は、今回の捜査を不当であると考えているのか、その理由を含めて説明を求めます。

市長 確かに、憲法にのっとった正当な手続きによつての捜査だろうと私も理解しています。ただ、その内容、またその後についてですけれども、依然として捜査の結果が出ていない今の段階でコメントすることは断言を与えかねないということを繰り返させていたのだと思います。

行財政改革について

問 本市の現在の行政改革推進計画は、平成14年からの3か年計画で、本年度が最終年度となり、第2次行政改革推進計画を策定することですが、現在の計画の実施状況について、事業の見直しのうち、行政評価システムの構築、事務事業の改善・推進、民間活力の活用、さらに財政の健全化等も含まれていますが、総括的にご答弁をいただきたいと思

答 総務部長 平成14年度、15年度に取り組みべき項目のうち、6月の時点で実施済みの項目を重点事業別に説明しますと、事業の見直しは32項目中25項目が、職員数と給与の適正化については2項目中2項目が、組織機構の見直しについては1項目中1項目が、情報化の推進については8項目中6項目が、さらに協働に向けた環境づくりについては、16項目中16項目が実施済みとなっています。

主な内容は、保育園の民間委託など民間活力を活用した施設整備や運営の展開、施設の開館日等の見直し、定員適正化計画の策定、市民参加指針の策定、事業の見直しによる経費の節減などです。

政治倫理について

問 市長は2002年10月の選挙で再選後、2002年11月には市長の奥様が代表取締役を務める企業が市の受託業者から資金

提供を受けていたとの疑惑が発覚。そして、この4月28日の市長の後援会の2002年度分の政治資金収支報告書に虚偽記載があったとして千葉県警捜査二課が政治資金規正法違反の疑いで強制捜査の手が入りました。また、6月4日付け朝日新聞夕刊の「大分県検査官浦安市長から接待 書類作成も指示」とあります。

これら3つの問題とされた出来事すべてに奥さんが重要な立場にいるように思えてなりません。それに対し市長は「話すことはない」の一点張りです。議会または市民に対しての市長としての政治倫理上の説明責任は当然あるものと考えますが、いかがでしょう。

市長 議会、市民に対しての説明責任ということですが、あくまで市政運営上の中で説明責任という言葉を使っているということとご理解いただきたいと思

います。

市役所新庁舎の建設計画延期を 新庁舎建設に当たって、全体で幾らを見込んでいたのかという点で、前回、経営企画部長答弁で七五億程度と金額が明示されました。アバウトな数字で結構です。また、内訳をお願いしたいと思

います。また、現時点では、現在地に建設の考えのようですが、現庁舎や議会棟を壊したり、仮庁舎などの費用をどの程度と想定できますか。

答 経営企画部長 本年度庁舎の基本構想を作成していったと考えると、この検討の中である程度の施設規模や建設の方法などを見込みながら概算事業費を出していくことになるかと考えています。

現状では、庁舎増築基金の積立て予定の七五億円を目安に全体計画を考えていきたいと考えています。現施設の解体や仮庁舎などの費用は、現庁舎の使用が費用対効果などを踏まえた上で可能か、また仮庁舎の必要性などの前提に

よつて費用の発生の有無があることから、この点も基本構想の検討の中で比較検討していく必要があるかと考えています。できれば仮庁舎は使用しなくてもいい方向で検討を進めたいと考えています。

公共施設の貸出しについて 公共施設の貸出しについて、5月19日水曜日の新聞折込みチラシで、労務管理士資格認定講座を5月21日金曜日にWave101の4階会議室で開催との広告が市民に配布されました。

このチラシの文面から判断すると、その内容はまさにあいまいもので、いわゆる資格商法なるものであり、場合によっては参加した市民の方々が被害者になる可能性もあるかと考えます。

施設を利用した会社はどこか、またどのような会社と認識して市は貸出しを許可したのか答弁を求めます。

答 市民経済部長 平成16年5月21日に市民プラザを利用したのは、大阪府中央区淡路町に本部事務局がある日本人材育成協会です。

今回の利用は、申請理由として、労務管理講座を開催するということと致した。

資格名の労務管理士は特許庁に商標登録されており、また講座内容も労務管理に必要であるプログラム内容であることから、市民プラザの使用承認に問題はないと判断して、使用を許可しました。

問 6月4日の夕刊の記事について、市長は週刊誌的な、またはセンセーショナルな内容だというお話ですが、どの部分が週刊誌的でセンセーショナルなのか、具体的に指摘ください。

市長 内容が事実に基づくものではない、こういったところから週刊誌的である、まして三大紙の一つがこういう形で事実も確認しないで掲載するのはいかがなものかという思いで述べました。

問 前回、4月28日の件については報告しないにもかかわらず、今回の件については自ら報告したいということになったのかについて明らかにしていただきたい。

市長 4月28日の件については、決してこのときも説明をしないとは言っていない。説明する時期が来ればということとで申し上げていると思います。

緊急質問

第2回定例会では、6月10日に「6月4日及び5日に新聞報道された松崎市長の政治姿勢」について7人の議員から緊急質問が行われました。

ここでは、その一部を掲載いたします。

注：6月4日及び5日に新聞報道

6月4日朝日新聞夕刊「大分県検査官 浦安市長から接待 資金提供疑惑の中」、6月5日朝日新聞朝刊「地検「真相解明へ捜査中」浦安市長接待問題」、東京新聞朝刊「別府区検査官を浦安市長が数回接待 資金疑惑で捜査前後」、千葉日報「検察捜査官を浦安市長が接待 県警捜査中に」及び、6月5日朝日新聞夕刊「捜査官と接触 浦安市長認める」の見出しで掲載された新聞記事

問 4月3日の諏訪市の御柱祭を見に行ったこと、どこに宿泊されたのか、もしくは日帰りなのかお話をいただきたい。

市長 夢科リゾートホテルに予約を入れて泊まりました。

問 市長は、現在までのやりとり、市長の報告、緊急質問とその答弁という中で市民や議員への不信を解消したと考えておられるのか。

市長 非常にデリケートな内容ですが、正直言ってしまうと、悪意に取ればいかようにでも取れるだろう、また質問の内容も同様だろうと思っています。

問 この議会で説明しようという決意を具体的にされて、実際に議長にお話になったのがいつの時点であるのかお答えください。

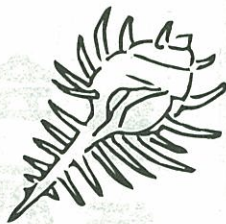
市長 今朝になって議員の方から説明すべきではないかというような電話をいただき、議長に申し入れたのは、この議場の中で5分前ということになったと思います。

第1回臨時会の議決内容

平成16年第1回臨時会が5月26日に会期1日をもって開催されました。

この臨時会には議員から提出のあった「松崎市長の不信任決議の提出について」及び市長から提出のあった「専決処分承認を求めることについて（浦安市税条例の一部を改正する条例の制定について）」の審議でした。

審議は、委員会への付託が省略され本会議で行われましたが、採決の結果、2件とも否決されました。



各常任委員会の審査から

総務常任委員会

議案第3号 浦安市税条例の一部を改正する条例の制定について

さきの臨時会で条例改正の専決処分が上程されましたが、今回の議案とは一体なのか、また、県内市で専決処分と議案に分割している市及びすべて専決処分をしている市を確認します。

先の臨時会に提案した市税のものの改正の専決処分と一体のものです。

県内33市の状況は11市で分割して上程され、残り22市は専決処分です。

双方生計同一の妻への均等割が課せられ、また65歳以上のある程度収入のある方にも課税される収入に算入されると長期財政収支の修正があるのかお聞きします。

長期財政見通しの関係は、現在、三位一体の改革で、所得税の一部を住民税に税源移譲することが、具体的に平成18年までに内容が明らかになるということで国で検討しています。したがって、その内容が明らかにならないと長期財政見通しが立ちません。

第2回定例会で所管の委員会に付託された各議案及び陳情は、6月14日総務常任委員会、16日建設経済常任委員会それぞれ審査されました。

ここでは紙面の関係で、委員会で行われた主な議案の質疑及びその答弁の要旨について掲載いたします。

例の制定について

都市計画法では300平方メートルから対象にできるとされていますが、なぜ500平方メートル以上の開発を対象にしたのか。

この条例は開発行為の許可基準に基づく条例、本市の場合には首都圏整備法に基づく地域の中で、近郊整備地帯と位置づけられ、この地帯は、500平方メートル以上が開発行為の対象となることから500平方メートル以上の開発を対象としました。

最終的な許可を出す権限は県である認識ですが、この条例に合致しなければ窓口を通さないとということになるのか。

基本的には開発行為の最初の窓口は市になります。条例化によってこの条例を守らなければ開発許可がおりないことになり、条例化により法的拘束力を持つということとなります。

議案第2号 浦安市鉄鋼通り、港・千鳥工業振興地区建築条例の制定について

この条例は、いつごろからつくるということを考えたのか、それについて教えてください。

本格的に検討をさせていたのは、平成13、14年に都市計画マスタープランを検討して行く中で、鉄鋼通り、港、千鳥地区の操業環境をどう守り、工業をどう振興して行くのかが議論になり、その中で法的な網もかける必要があるだろうということ、都市計画マスタープランの中に、特別用途地区の検討もしていくことを掲げさせていただいています。

建築確認自体が民間でも確認処分を出すことができ、民間企業が確認処分したものに對して違反があった場合、誰が課金するのですか。

実際に現場で違反が行われた場合、民間確認機関は違反指導できませんので、それぞれの行政庁が、処分ができる範囲のものについての違反指導は、行政庁の方で行う事となります。

会派代表
総括質疑

第2回定例会では、6月10日の本会議において、4人の議員がそれぞれの会派を代表して質疑を行いました。ここでは、紙面の関係で主な質疑及びその答弁の要旨について掲載いたします。

清和会

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例について、今回の条例を制定するに至った本市の背景、制定意義をお伺いいたします。

都市計画法第29条に定める開発行為は、これまで浦安市宅地開発等指導要綱により事前協議を義務付けるとともに、整備基準を定め、これに基づき協議・指導してきましたが、昨今、開発行為を伴う計画について問い合わせも多く、また開発に関する事業者の考え方もさまざまな状況となっており、一部に整備基準に従わない事業者も生じています。

このため、無秩序な市街化を防止し、道路や公園など公共施設等の整備促進を図り、良好な住環境の確保及び安全で住みやすい快適な環境を備えたまちづくりを目指すために、開発許可の基準に関する条例化を図るもので、道路や公園、公的施設に関する基準の制限の強化、緩和を図るものであり、さらにミニ開発防止の観点から、開発行為における最低敷地面積の基準を設けるものです。

政新クラブ

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例で、制定の効果、影響をお伺いします。

本条例は都市計画法に基づく委任条例で、宅地造成等の開発行為を行う者はこの許可申請の際、都市計画法第33条の開発許可の基準と、地方公共団体で開発許可の基準に関する条例制定がある場合、条例の規定を満たさなければ開発行為は許可されず、結果、許可基準に基づく道路や公園等の公共施設等の整備が図られ、ミニ開発防止となると考えています。

鉄鋼通り・港・千鳥工業振興地区建築条例で、当該地域の一部は海岸保全区域で、その区域以外は海岸管理者の許可を受けずに開発できますが、この条例との関連について伺います。

当該地区は都市計画法で建築基準法上住宅、共同住宅等が建築可能です。条例は、住工混在の未然防止で工業ゾーンの操業関係の維持・保全を目的に都市計画決定された特別用途地区の方針に基づき住宅等を規制対象としました。

公明党

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例について、今回、条例を制定することになったのは、これまでの行政指導上では何か問題があったのか、あるいは都市計画等の改正があったのか、その背景を伺います。

昨今、事業採算性の観点から宅地開発等に関する事業者

の考え方もさまざまな状況となってきたと思います。

このような中、宅地開発指導要綱に定めた最低敷地面積を確保していない計画が事業者より持ち込まれ、市としては、再三にわたり事業者側に基準を守るよう行政指導を行ってまいりましたが、残念ながら事業者側の協力を得ることができず開発許可申請が出され、県知事の許可がおりてしまった案件があり、またこれに追従する動きも一部に見受けられ、対応に苦慮していたところです。

また、都市計画法上では、平成13年に改正され、この中で同法第33条で道路等の整備基準について強化または緩和できるとされたところですが。

日本共産党

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例で、制定の際に参考にした他市の事例、また比較して本市の特色についてお聞かせください。

特に参考にした市はありませんが、せんが、市川市など近隣市や本市と同じ千葉県が許可認可を持ち、県の同意が必要となる市の条例の構成や取り組みについて参考にしています。また、特徴は、道路の基準で歩道のある道路も角切りを求めていることや、通り抜けのできない道路の終端部に転回広場を設ける、また市内を開発形態や整備状況から2地区に分け、最低敷地面積の基準設定が考えられています。

鉄鋼通り・港・千鳥工業振興地区建築条例で、住工混在に絞った目的をお聞かせください。

都市計画マスタープランなどの立地計画を踏まえ、住宅及び生活の場となり得る施設の規制を考へ、昨年実施したアンケート調査結果でも、地区により規制業種の考え方が一律でないこともあり、詳細までに同一内容による規制が難しいと判断したためです。

編集後記

本号は、第2回定例会について編集をいたしました。お気づきの点やご意見がございましたら、左記までお知らせください。

浦安市議会事務局

〒355-1111 内線一八〇四

FAX 三五一一一四〇

うらやす議会だより編集委員会

◎ 深作 勇 ◎ 金子 喜一

◎ 森野 卓郎 ◎ 丹下 剛

◎ 石井 清 ◎ 広瀬 明子

◎ 折本ひとみ ◎ 岡本 善徳

◎ 内田 悦嗣 ◎ 副委員長

市議会ホームページのお知らせ

市議会のホームページでは、定例会の日程のお知らせや平成9年第1回定例会からの会議録などがご覧になれます。

また、議員個人が開設しているホームページへもリンクしています。

ホームページアドレス

<http://sv2.city.urayasu.chiba.jp/discuss>

本市への視察訪問

4月14日 愛媛県越智郡波方町
(高齢者対策・市民活動センター)

6月2日 石川県金沢市(図書館)